

## 令和元年度松山港利用促進インセンティブ補助金（荷主向け）交付要綱

### （趣旨）

第1条 松山港における集荷を促進し、国際定期貨物航路網の維持及び拡充を図ることにより、本県産業の国際化と地域経済の活性化に資するため、予算の範囲内において松山港利用促進インセンティブ補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際定期貨物航路 本邦外に船積港又は陸揚港を有する船舶による物品運送のための海上航路で、船舶が同一の寄航港を経て月2回以上一定の日程表に従い松山港に寄航するもの（運送途上で別の船舶に物品を積み替える場合を含む。）をいう。
- (2) 荷主 国際海上物品運送法(昭和32年法律第172号)に基づき発行される船荷証券に、松山港において船積みした運送品にあつては荷送人、陸揚げした運送品にあつては荷受人として記載されている者をいう。ただし、当該荷主とは別に実質的な荷送人又は荷受人がいる場合は、当該荷主からの書面による申出により、実質的な荷送人又は荷受人を荷主とみなすことができる。
- (3) コンテナ貨物 松山港で陸揚げ又は船積みした貨物用コンテナに積載された運送品をいう。なお、コンテナ貨物の数量は、長さ20フィートのコンテナ1個分（以下「TEU」という。）を1単位とする。
- (4) 小口混載貨物 小口混載サービス（コンテナ1個分に満たない少量の貨物を、他の荷主の貨物と同一のコンテナに混載して運送するサービスをいう。以下同じ。）を利用して、松山港で陸揚げ又は船積みした運送品をいう。なお、小口混載貨物の数量は、容積1立方メートル又は重量1トンを1単位とし、いずれか大きい方を採用する。
- (5) リーフアーコンテナ 断熱材を使ったコンテナの端壁部分に冷凍・冷蔵機を内蔵し、貨物の温度を一定に保つことが出来る貨物用コンテナをいう。
- (6) 船社代理店 国際定期貨物航路を運航する船社と代理店契約等を締結し、松山港において、船社に代わり、国際定期貨物航路に就航する船舶の入出港手続きや各種サービスの手配、貨物の集荷、荷主への荷渡し等を行う事業者をいう。

### （補助対象期間）

第3条 この補助金の対象となる期間は、平成31年3月1日から令和2年2月29日までとする。

### （補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助対象期間内に国際定期貨物航路を利用して、コンテナ貨物又は小口混載貨物（以下、これらを「補助対象貨物」という。）を松山港で陸揚げ又は船積みする事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、荷主補助事業を行った荷主のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に事業所を有し、継続的に事業活動を行う者
- (2) 補助対象期間における補助対象貨物の数量を、前年度（平成30年3月1日から平成31年2月28日までの期間をいう。以下同じ。）同期間の補助対象貨物の数量と比較し、増加させた者

(補助金の額及び補助の上限)

第6条 補助金の額及び補助の上限は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和元年度松山港利用促進インセンティブ補助金（荷主向け）交付申請書（様式第1号）に会長が必要と認める書類を添えて、令和元年2月29日までに会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項による申請書を受理したときは、すみやかに申請書の内容が適当かどうかについて、船社代理店に確認を求めることとする。
- 3 前項による確認を求められた船社代理店は、申請書の内容が適当か確認を行い、会長に確認書を提出するものとする。
- 4 会長は、前項に規定する確認について、船社代理店により行うことが困難であると判断する場合は、必要に応じて、申請者に対し直接申請内容の確認を行うものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 会長は、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、令和元年度松山港利用促進インセンティブ補助金（荷主向け）請求書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 会長は、前条の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第12条 会長は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施に関して必要と認めたときは、補助事業者に対して、補助事業の内容、経理状況等について説

明を求め、帳簿書類等を検査し、又は必要な指示を行うことができる。

(交付決定の取消等)

第13条 会長は、補助事業者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、会長は、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- (2) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) その他補助事業の執行について不正の行為があったとき

(補助金に係る経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

貨物	コンテナ	小口混載
補助対象者	松山港発着の国際定期貨物航路便を利用する荷主	同左
補助対象	松山港利用貨物量の前年度比増加量	同左
補助額	増加1TEUにつき10,000円/TEU (リーファー加算20,000円/TEU)	増加1 $\text{m}^3$ 又は1トンにつき 2,000円/ $\text{m}^3$ (t)
補助上限	一荷主当たり15TEU (リーファー加算5TEU)	一荷主当たり50 $\text{m}^3$ 又は50トン